別表第３（第９条第３項関係）

担当支援区域ごとの第二号基礎的電気通信役務の提供に係る回線数

第二種適格電気通信事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

第二号基礎的電気通信役務の種別＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

年度分

（単位　回線）

第１　一般支援区域

担当支援区域名	回線数	参考事項
合　計		

第２　特別支援区域

⑴　第５条第１項第２号イに掲げる区域

担当支援区域名	回線数	参考事項
合　計		

⑵　第５条第１項第２号ロに掲げる区域

担当支援区域名	回線数	参考事項
合　計		

注１　第二号基礎的電気通信役務の種別ごとに別葉とすること。

２　担当支援区域名の欄には、法第110条の３第１項の規定により第二種適格電気通信事業者として指定をするときに併せて指定された担当支援区域の名称等を記載すること。

３　参考事項の欄には、地方公共団体が所有する電気通信設備を用いて第二号基礎的電気通信役務を提供する回線数を記載すること。

４　項の数は、適宜増減すること。

別表第４（第11条第２項第２号及び第４号、第12条第４項、第15条第１項及び第２項第３号、第16条第２項並びに第17条第２項第２号関係）

第１　第二号基礎的ＦＴＴＨアクセスサービスの提供に係る設備の区分

対象部門	設備区分	
固定端末系伝送路設備部門	加入者側光回線終端装置	
	局外スプリッタ	
	加入系光ケーブル	加入者側光回線終端装置～光ケーブル成端架に設置するもの
	加入系電柱	加入者側光回線終端装置～光ケーブル成端架に設置するもの
	加入系管路	加入者側光回線終端装置～光ケーブル成端架に設置するもの
	加入系中口径管路	加入者側光回線終端装置～光ケーブル成端架に設置するもの
	加入系共同溝	加入者側光回線終端装置～光ケーブル成端架に設置するもの
	加入系とう道	加入者側光回線終端装置～光ケーブル成端架に設置するもの
	電線共同溝	加入者側光回線終端装置～光ケーブル成端架に設置するもの
	自治体管路	加入者側光回線終端装置～光ケーブル成端架に設置するもの
	情報ボックス	加入者側光回線終端装置～光ケーブル成端架に設置するもの
	光ケーブル成端架	
	局内スプリッタ	
	局側光回線終端装置	
海底ケーブル部門	海底光ケーブル	
	陸揚局設備	